

徳島県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
すずき歯科	徳島市住吉二丁目一〇	医療法人すずき歯科	令和二年五月六日
ごうた歯科	板野郡北島町中村字本須九二一	医療法人高田整形外科	同 七月三十一日
兼松歯科医院	徳島市幸町三丁目四三	兼松 博邦	同 八月三十一日
ハッピー薬局大津店	鳴門市大津町矢倉字六ノ越一	有限会社アピスフ アイマ	同